

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

変更があった事項		法人に関する変更				事業所に関する変更										加算																休止	再開・廃止						
		法人の名称・所在地	法人の役員	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所又は施設の建物の構造・専用区画	管理者に関する変更	介護支援専門員に関する変更	協力医療機関	事業所の名称	運営規程	事業所の所在地	従業員の増減	利用料	短期利用型	職員の欠員による減算の状況	夜間勤務条件基準	身体拘束禁止取組の有無	高齢者虐待防止措置実施の有無	業務継続計画策定の有無	3ユニットの事業所が夜間職員を2人以上とする場合	夜間支援体制加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者の入院期間中の体制	看取り介護加算	医療連携体制加算Ⅰ	医療連携体制加算Ⅱ	認知症専門ケア加算	認知症チームケア推進加算	科学的介護推進体制加算 ※LIFE関	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	生産性向上推進体制加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	介護職員等処遇改善加算	休止	再開・廃止		
チェック 提出書類	変更届出書（第5号の2様式）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○注1	○	○	△																								○
	法人の登記事項証明書又は役員会議事録等の写し	○	○注2																																				
	誓約書（参考様式6-2・別紙①、予防：別紙③） 役員名簿（参考様式24）（管理者も役員に含める）		○注3				○注3																																
	事業所一覧（参考様式21）	○注4	○注4	○注4																																			
	運営規程新旧対照表（参考様式17）	△					△注5 △注5	△注5 △注5		○	○	○注1	○	○	△																							△	
	運営規程	△					△注5 △注5	△注5 △注5		○	○	○注1	○	○	△																							○	
	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に業務の場合は、「業務先及び業務する職員の内容」の欄に「業務先、職務の内容、道時間」を記載						○注5 ○注5 ○注6	○注5 ○注5 ○注6				○注1		●	○	○					●	●				●	●	●											○
	経歴書（参考様式2）		○注7				○注6 ○注6 ○注6	○注6 ○注6 ○注6																															
	辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの		○注7				○注6 ○注6 ○注6	○注6 ○注6 ○注6				○注12		●												●	●	●											
	・資格証明書（写） ・研修の終了証の写し （婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】		○注7				○注6 ○注6 ○注6	○注6 ○注6 ○注6				○注12		●												●	●	●											
	介護支援専門員証（写） 又は介護支援専門員登録証明書と登録番号通知書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）						○	○				△注8 注8																											
	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（参考様式7）						○																																
	利用料の減算の分かるもの（任意様式）												○																										
	協力医療機関に関する届出書								○																														
	協定書・連携契約書（診療科目が分かるものも添付）								○																														
	・事業所平面図（参考様式3）（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真（参考様式12） ・居室図表一覧表（参考様式25）					○					○										●																		
	賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）					○注9				○																													
	事業実施地域、送迎、食事料金の内訳、滞在費の収支明細、空室利用時の家具等の保管についてわかる書類													●																									
	介護給付費算定に係る届出書（加算届出書）												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	介護給付費算定に係る一覧表（別紙1-3） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	認知症専門ケア加算に係る届出書（加算届出書様式10）																												●										
	認知症チームケア推進加算に係る届出書（加算届出書様式55）																													●									
	短期利用型の届出書（別添20）													●																									
	夜間支援体制加算に係る届出書（加算届出書様式61）																									●													
	看取り介護加算に係る届出書（加算届出書様式62）																										●												
	医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出書（加算届出書様式63）																											●											
	医療連携体制加算（Ⅱ）に係る届出書（加算届出書様式64）																												●										
高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（加算届出書様式48）																																							
生産性向上推進体制加算に係る届出（加算届出書様式35）																																							
サービス提供体制強化加算に関する届出書（加算届出書様式17）																																							
サービス提供体制強化加算計算書（別添5）																																							
休止届出書（第7号様式）																																							
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等 ・介護職員等処遇改善加算実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6）																																							
再開届出書（第6号様式）																																							
廃止届出書（第7号様式）																																							
・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本 ・介護職員等処遇改善加算実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6）																																							
老人福祉法の届出（様式第25号）	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○																										
老人福祉法の届出（様式第26号）																																							

注1）人員変更は特別措置があります。詳しくは、介護保険法のHPを参照してください。

注2）役員の変更が登記事項証明書で確認できない場合は、登記事項証明書（写）に代え、役員会議事録（写）等の変更役員及び変更年月日を確認できる書類を添付してください。

注3）住所、氏名（婚姻等による）及び業務関係の変更の場合は、**欠格事由の誓約書**を添付する必要はありません。

注4）同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付してください。

注5）業務関係の変更も届出が必要です。業務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。

注6）住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注7）代表者の変更の場合に、代表者分について添付してください。※法人規模によっては地域密着型サービス部門の代表者でも可

注8）介護支援専門員の変更の場合に、当該介護支援専門員分について添付してください。

注9）不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注10）休止届は、やむをえず人員減等によって発生しましたが、法人として事業継続の意思がある場合に行う届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注11）介護保険法のHP、「介護職員等処遇改善加算」の該当箇所を御覧ください。

注12）増員となった従業員の方のみ資格証を添付してください。

注13）厚生労働省への情報の提出を要件とする加算を取得する場合、LIFEへの登録を行うとともに、「介護給付費算定に係る一覧表（別紙1-3）」で「LIFEへの登録：あり」を市に届け出る必要があります。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください